

## 6月29日までに「児童手当現況届」をご提出ください

問合せ:すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

児童手当を受給している方は、毎年6月1日時点における状況について、現況届を提出していただくこととなります。該当する方には6月上旬に現況届の用紙を送付しますので、必ず提出してください(郵送可)。

※公務員の方は所属庁に提出してください。

現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### ■提出期限/6月29日(金)

#### 児童手当について

■支給対象/中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

#### ■支給額

児童の年齢	児童手当の額(一人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

#### ■平成30年度支給日

6月8日(金)(2月～5月分)、10月10日(水)(6月～9月分)、平成31年2月8日(金)(10月～1月分)

## 障害基礎年金を受けている方へ

## 7月31日までに「受給権者所得状況届」をご提出ください

問合せ:住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1870

20歳前の傷病による障害基礎年金を受給している方は、引き続き年金を受けられるかどうかを確認するために、毎年7月に「受給権者所得状況届」を提出する必要があります。

該当する方には、6月下旬から7月上旬に日本年金機構から「受給権者所得状況届」の案内ハガキが送付されますので、必要事項を記入の上、提出期限までに住民ほけん課の窓口へ提出してください(郵送可)。

また、障がい状態の確認が必要な方には診断書の付いた「障害状態確認届・受給権者所得状況届」が送付されますので、医師の診断を受けてから提出してください。

### ■提出期限/7月31日(火)必着

※「受給権者所得状況届」を提出期限までに提出していただけない場合や所得の状況が確認できない方などは、年金の支払いが一時停止されることがありますのでご注意ください。

## 平成30年8月から介護保険の利用者負担割合が見直されます

問合せ:いきいき福祉課 高齢介護担当 ☎991-1886

ケアプランにもとづいて介護サービスを利用した場合は、介護サービスにかかった費用の一部を利用者が負担します。平成30年8月から、65歳以上の方の「介護保険の利用者負担の割合」が次のとおり見直されます。

3割 (平成30年8月から)	次の①②の両方に該当する方 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	次の①②の両方に該当する方 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の方

